

平成25年12月18日

内閣総理大臣
農林水産大臣
外務大臣
経済産業大臣
財務大臣
環境大臣
経済再生担当大臣
様

下諏訪町議会議長 中村 奎司

TPPをめぐる情勢を踏まえた政府への働きかけに関する意見書

TPPは、例外なき関税撤廃が前提であり、関税が全て撤廃されれば、わが国農業へ壊滅的な影響を及ぼします。また、ISD、食の安全・安心、医療、保険など、国民生活に直結し、国家の主権を揺るがしかねない重大な問題を含んでいるにも関わらず、こうした不安や懸念が払拭されないまま、わが国が交渉参加に至ったことは誠に遺憾であります。

自民党決議において、「守るべき国益を如何にして守るかについて明確な方針と十分な情報を国民に速やかに提示しなければならない」としているにもかかわらず、政府は、未だ交渉方針を明確に示しておりません。また、政府による情報開示の内容は全く不十分であり、今後交渉の加速化が見込まれる中で、情報開示手法の構築が急務であります。

食料・農業・農村基本計画は、平成27年3月までに見直し、食料の安定供給を図るための新たな計画を閣議決定する必要があります。また、本年6月に閣議決定した「日本再興戦略（成長戦略）」において、「今後10年間で農業・農村全体の所得を倍増する戦略を策定する」とされており、TPP交渉によって、食料自給率の向上や将来の農業経営の安定に悪影響をもたらすことは断じて認められません。

一方、食とくらし・いのちに関わる非関税措置など、幅広い分野が対象となる日米二国間の並行協議においても、TPP交渉と同様の措置が講じられなければなりません。

つきましては、以下の点について、政府に対して強く働き掛けることについてこの意見書を提出いたします。

- 1 国権の最高意思決定機関である国会の衆参農林水産委員会決議や、議院内閣制に基づく与党である自民党決議の内容に即した交渉方針を早期に確立し、国民に開示すること。
- 2 国民への十分な情報開示とあわせて、速やかに国内の利害関係者との相談・協議を行う枠組みを作り上げ、交渉戦略に反映させること。
- 3 農林水産分野の重要5品目などの聖域が確保できないと判断した場合には、即刻交渉から脱退すること。
- 4 日米二国間の並行協議においても、情報を開示するとともに、与党自民党の決議、衆参農林水産委員会及び5月28日の衆議院消費者問題特別委員会における国会決議を遵守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。